

「むら」を磨く - 水とみどりの「美の里」プラン 21 -
Polishing Villages : “Beautiful Villages” Plan 21

佐藤 洋平
SATO Yohei

はじめに

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を狙いとする景観法が制定される見込みである。それは、美しく風格のある国土の形成のみならず、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としている。

良好な景観を形成する上で拠って立つべき基本理念として五つを設けている。第一に、良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであること。したがって、それは国民共通の資産であり、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるようにすべきであること。第二に、良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであること。したがって、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされるべきこと。第三に、良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであること。したがって、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特性の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならないこと。第四に、良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであること。したがって、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組みがなされなければならないこと。第五に、良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであること。

1. 景観法における景観

景観という日本語は、植物学者三好学がドイツ語の Landschaft の訳語にこの言葉を用いたことに由来するといわれている。日本人が初めて接したこのドイツ語の Landschaft も、オランダ語の Landschap も、また、英語の Landscape も、いずれも Land (土地) を語幹に有しているように、景観と土地とは不離一体の関係にあることが分かる。しかし、景は日の光、ひざしの意であり、したがって日本語の景観は土地は含意されていないので、けしき、ながめと同義に一般には解されている。三好がドイツ語の Landschaft の訳語に景観を与えた時の彼の意図とは離れて、景観は単なる外観的な言葉として用いられ、美醜が論じられる傾向がこれまで強くみられた。広辞苑は景観の意味の一つに、「自然と人間界のことが入りまじっている現実のさま」を与えている。これがもっとも語源に近い解釈であろう。

シュミットヒュ - ゼンは、景観は地域の一部でもなく、単なる自然条件を指すのでもない。無機物的な自然、生物、人間の全体を意味するのだという。人間の影響を除外したならばそれは景観ではなく、単なる自然現象である。景観とは、さらに述べていくと、人間の影響やその歴史を含む地圏や生物圏の構造や動態の全てであるという¹⁾。

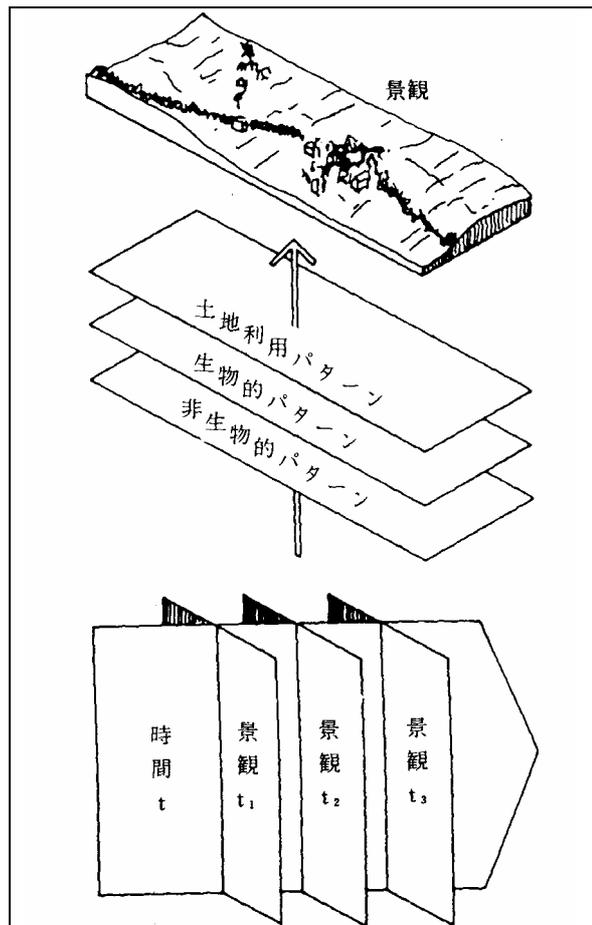


図 ある時間断面 t における景観

前頁の図は、M.J.フロームらが規定する景観を図示したもの²⁾に筆者が加筆修正を施したものであるが、これはシュミットヒューゼンが規定する景観を構造化したものといえる。景観と土地とは不離一体の関係にあるということは、この図から直ちに理解できるであろう。われわれが目にする地表上の姿・形は、土地の利用によって定まる。その土地利用は、土壌、地形、水文などの物理的、非生物的要素によって規定され形成され、さらには、植物など生物的要素との係りのもとに形成されている。

景観法は、景観に美醜の形容詞を付することなく、景観を地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等によって形成されるものであること、地域の固有の特性と密接に関連するものであることを明確にしている。このことは、景観法が景観の理解においてその語源に近い理解に立脚していることを示すものである。この法律の制定によって、これまで農村整備や集落整備の事業において、ややもすれば誤った理解の下に行われてきた景観の整備が是正されることを期待したい。

2. 農業農村における良好な景観の形成

農村における良好な景観の形成にとって重要なことは、第一に、健全な農林業の振興を挙げなければならない。農村の景観は、いうまでもなく、農林業の生産活動を通じて形作られ、維持され、保全されてきた。農村の景観と農林業の生産活動とのこの関係はこれからも変わるものではなく、農林業が主体的役割を果たすことは、農村の景観形成における基本的構造である。健全な農林業を育成することによって初めてその主体的役割は持続的に遂行される。第二に重要なことは、農村の自然および文化的歴史的伝統的景観の保護・保全である。農村の特質の一つは自然に恵まれた環境であるとともに、農耕社会が創り出す文化や伝統によって形成される景観は地域に固有であり、さらには、内山節がいうところの労働の情景は、安らぎを与えてくれる³⁾。第三に、土地利用における秩序の形成である。土壌、地形、水文など物理的・非生物的要素と調和しているという意味での土地利用の秩序性が先ず挙げられる。また、植物など生物的要素と調和しているという意味での土地利用の秩序性がある。この秩序性は生態的平衡が図られた土地利用である。しかし、限られた土地資源の効率的利用を図る経済活動は、地域の文化的、歴史的、伝統的景観との間に軋轢を生じさせ、地域固有の景観に劣化もたらす。地域の自然、文化、歴史、伝統等と経済活動とが調和をした秩序ある土地利用を形成するためには、規制や制限を伴う土地利用計画が重要となる。第四には、地域性の重視である。土地に根ざした文化は、他の地域とは異なる地域として差別化をすることによって、地域を特徴あるものとする。地域性豊かな農村景観は、都市農村交流やレクリエーションによる地域活性化を進める上で大きな効果をもたらす。第五に重要なことは、空間機能の洞察である。良好な農村景観を創出するには、空間形成要素の夫々について機能面から検討を加えることが必要である。農村に生活する人々の暮らしに根ざさない景観を創出しても、暮らしを通じた持続的な維持を期待することはできないので、やがてそれは劣化する。同様に、地域の生態系に位置づけられない自然環境を形成しても、やがてそれは精気を欠き、消滅を迎える。

3. 良好な景観を形成のための情報の共有化

良好な景観は、地域の固有な特性と密接に関連しているので、良好な景観の形成においては、先にも述べたように、そうした地域の個性や特性を守り育てる整備や保全が図られるべきである。したがって、整備や保全のための方法や技法においても地域固有である。良好な景観形成のための取組みの体制、条例や協定など良好な景観を保護・保全するための方策、整備のための技法や工法、良好な景観の維持・保全（環境管理）の方法など、いずれも地域ごとに異なり、画一的に取組むものではない。とはいえ、地域の特性に類似性が見られる地域同士で、良好な景観を整備し保全するための技法、方法、工法、方策、などなどの情報を交換し互いに共有しあうことも必要である。こうした情報の共有化のためには、それに向けたデータベースの構築は不可欠である。

引用文献

- 1) 沼田眞：視覚的な景観と複合的な景相、図書 No.518、pp.28-31 (1999)
- 2) Vroom,M.J., et al : Landscape Planning in Coastal Areas, Agricultural University, 90p.(1980)
- 3) 内山節：情景のなかの労働、書齋の窓 No.378、pp.40-46 (1988)